

平成27年 5月13日制定  
平成28年 4月 1日改正  
令和 2年 6月15日改正  
令和 6年 4月 1日改正

## 岐阜県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準

### 第1 (趣旨)

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第18条の2第1項の規定に基づき、岐阜県知事(以下「知事」という。)が指定構造計算適合性判定機関(以下、「機関」という。)に構造計算適合性判定(以下「判定」という。)を公正かつ適正に委任するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 (用語の定義)

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)及び指定構造計算適合性判定機関指定準則(令和6年3月27日国住指第451号)において使用する用語の例による。

### 第3 (委任要件等)

#### 1 法令等への適合

委任を申請する者(以下「申請者」という。)は、法第77条の35の12第1項の規定による構造計算適合性判定業務規程の認可を受けていること。

#### 2 業務区域

岐阜県を業務区域としていること。

#### 3 委任範囲

申請者は次の建築物の適合性判定を行うものとする。ただし、知事は申請者の体制等に応じて委任範囲を限定して委任することができるものとする。

- (1) 延べ面積が3,000 m<sup>2</sup>を超える建築物(建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。)
- (2) 政令第81条第2項第一号ロに定める構造計算による建築物
- (3) 判定を要する木造又は木造を併用する建築物
- (4) 法第20条第1項第二号イ及び第三号イの建築物で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有するもの
- (5) 高さが31mを超える建築物
- (6) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした建築物
- (7) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度36N/mm<sup>2</sup>以上のコンクリートを使用する建築物
- (8) 政令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術基準による次の建築物
  - ・平成12年建設省告示第2009号(免震建築物)
  - ・昭和58年建設省告示第1320号(プレストレストコンクリート造)
  - ・平成14年国土交通省告示第463号(システムトラス)

- ・平成14年国土交通省告示第464号（コンクリート充填鋼管造）
  - ・平成14年国土交通省告示第666号（膜構造）
  - ・平成13年国土交通省告示第1641号（薄板軽量形鋼造）
  - ・平成14年国土交通省告示第410号（アルミニウム合金造）
  - ・平成15年国土交通省告示第463号（鉄筋コンクリート組積造）
- (9) 政令第39条第3項の規定に基づき構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた次の構造方法を用いた建築物
- ・平成25年国土交通省告示第771号第3第4項二号（特定天井）
- (10) その他知事が必要と認める建築物
- (11) (1)から(10)までの規定の適用にあたって、一の判定に係る建築物が2以上あり、いずれか一の建築物が(1)から(10)までの建築物に該当するときは、判定に係る建築物すべてを(1)から(10)までの建築物に該当するものとみなす。

#### 4 業務体制

当該機関で実施する認定プログラムを使用した判定に対応できるすべての認定プログラムを使用できる環境を整備すること。

#### 5 判定手数料

判定に係る手数料の額は、岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成21年条例第33号）に規定する構造計算適合性判定手数料の額を参考として定めていること。

#### 第4 委任の申請等

委任の申請は、別紙様式により行うものとする。

#### 第5 委任の期間

委任の期間は、法第18条の2第1項の指定の期間と同一とする。なお、継続して委任を行う場合は、委任の更新を受けるものとする。

#### 第6 委任の更新

第3から第5までの規定は、委任の更新の場合について準用する。

#### 第7 委任の解除

知事は、機関がこの基準に適合していないと認める場合には、委任を解除することができる。

#### 第8 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別紙

年 月 日

岐阜県知事様

指定構造計算適合性判定機関名  
代表者名

印

構造計算適合性判定委任申請書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、構造計算適合性判定を行いたいので関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
2. 業務区域
3. 業務を行う事務所の所在地
4. 構造計算適合性判定の業務内容
5. 業務の開始日